



亀田郷土地改良区

新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号
〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者

理事長 杉本 克己

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



理事就任



野上事業副部長(曾野木) 佐藤総務副部長(両川) 佐野理事(石山) 渡辺理事(鳥屋野) 阿部理事(大江山)
青木総務部長(横越) 杉本理事長(亀田) 田中副理事長(山潟) 田中事業部長(大形)

理事長 杉本 克己 (亀田)
副理事長 田中 敏明 (山潟)

任期満了に伴う役員（理事）改選が行われ、去る4月12日に理事会を開催し新理事の互選により理事長・副理事長及び総務・事業部会の正副部長が選任され新しい体制が決まりました。

理事長あいさつ

田植えが終わり今年の米づくりも順調に進んでいます。組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また常日頃、亀田郷土地改良区運営につきまして格別のご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

昨年から新型コロナウイルスの感染拡大によりさまざまな影響を受けております。いまだに収束の兆しが見えてこない状況であります。一日でも早く日常を取り戻せるように願っております。

当改良区においては、去る3月12日理事選挙会において現理事の全員の再選となりました。さらに4月12日に理事の互選により不肖私が引き続き理事長の重責を担うこととなりました。組合員の農業経営がより良くなるように役職員一体となって邁進する覚悟であります。皆様のより一層のご指導のほどよろしくお願い致します。

さて、私も農家ですので朝早く起きて田めぐりに水を入れに行きます。たまに人と会ったときなど「おはようございます」から始まっているいろんな話をします。特に多い話題は、「近頃は、農業する人が少なくなって・・・これからどうなるんだろうねえ」「ほんねさ」と。

亀田郷の水田面積は、およそ4000ヘクタール。近い将来、おそらく10年から20年後、亀田郷の農業者が200人ならば1人20ヘクタール、100人ならば1人40ヘクタールを耕作することになります。昨年1月に亀田郷の後継者を一堂に集め農業を語り合ったのですが100人には及びませんでした。

今のままではひとりで大面積をこなすのは無理でしょうから、国県市とすべての関係農業団体は準備をなくてはなりません。組合員の皆様のご協力を切にお願い申し上げます。理事長2期目の就任の挨拶といたします。

役員（監事）選挙を実施

任期満了に伴う役員（監事）総選挙を令和2年11月27日に実施しました。候補者の届出が定数を超えなかったため総代会での投票は行わず、同日選挙会により当選を決定しました。

また、令和3年1月12日に第1回監事会を開催し、新監事の互選により総括監事・第一監事・第二監事が選任されました。



谷澤康雄さん
(第一監事 両川)



中川一広さん
(総括監事 横越)



大沢一衛さん
(第二監事 大江山)

令和3年度 通常総代会開催報告

令和3年3月12日亀田郷土地改良区大ホールにおいて、令和3年度通常総代会が開催され、議長に大橋一男総代（大形）、副議長に木村惣栄総代（両川）を選出し、令和3年度収支予算案ほか17議案について、原案どおり議決されました。

令和3年度 通常総代会（令和3年3月12日）

付議事項

- | | |
|-------|--|
| 議第1号 | 令和2年度受託事業（用排水路移設補償工事）の変更について |
| 議第2号 | 令和2年度収支補正予算案について |
| 議第3号 | 県営小杉地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業の分担金の負担について |
| 議第4号 | 団体営小杉地区農業経営高度化支援事業（高度土地利用調査・調整事業）の施行について |
| 議第5号 | 団体営亀田郷第5地区耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）の施行について |
| 議第6号 | 令和3年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の加入について |
| 議第7号 | 令和3年度受託事業（用排水路移設補償工事）について |
| 議第8号 | 令和3年度受託事業（多面的機能支払交付金事業支援業務）について |
| 議第9号 | 定款変更について |
| 議第10号 | 規約の一部改正について |
| 議第11号 | 利水調整規程の一部改正について |
| 議第12号 | 業務運営細則の一部改正について |
| 議第13号 | 令和3年度賦課金について |
| 議第14号 | 令和3年度収支予算案について |
| 議第15号 | 令和3年度長期借入について |
| 議第16号 | 令和3年度基金積立金の一時流用について |
| 議第17号 | 令和3年度賦課金の徴収期日および方法について |



地盤沈下対策事業 同意署名へのお礼

県営地盤沈下対策事業新潟南部3期地区の事業計画変更につきまして、受益区域にかかる組合員の皆様から同意署名を頂きました。本事業へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

頂いた同意署名簿は新潟県に提出し、現在は法手続が進められています。本稿作成の5月現在、認可は今年6月中旬になる予定です。

同意徴集作業に尽力下さった、工区役員そして分区長、関係者の皆様、大変ありがとうございました。今後とも、土地改良事業の推進にご協力をお願いします。

令和3年度 予算概要

当改良区は平成31年度（令和元年度）会計から複式簿記会計を導入し、令和3年度の予算編成は複式簿記会計を導入してから3度目の予算編成となりました。

令和3年度の一般会計当初予算額は、18億3573万円で、前年度の一般会計当初予算額、17億3992万円と比較すると、9581万円、5.5%の増額となりました。主な増額要因は受託事業の用排水路移設補償工事が1億8000万円の増額となっていることですが、土地改良事業費や一般管理費の運営事務費支出などの減額により一部相殺しています。

収入面では、共通賦課金単価を田で10アール当たり11,500円に据え置きました。農地転用などによる賦課面積の減少を見込んで、賦課金収入総額は、共通・各区・特殊田負担金合わせて4億4646万円、前年度比で309万円の減額を想定しています。

組合費負担の平準化を図るため、財源として基金積立金から繰り入れを実施しています。維持管理費・事務費など経常経費の減額につとめ、共通基金、決済金積立金から計画的に必要な繰り入れを行う一方、財政調整基金からの事務費充当は昨年に引き続きゼロに抑えました。また、決済金積立金の繰入限度額の算定について、令和2年度積立分から取崩期間を従来の10年から30年に変更しました。これにより決済金積立金の安定的な運用を図ります。

支出面では、一般管理費の運営事務費支出において、職員の定年退職に伴い、職員給与、手当、法定負担金を合わせて1279万円の減額となったのははじめ、研修費、

食糧費、交際費なども、前年度における支出実績に合わせた形で減額した予算編成としています。一方、事務所費支出において、通常の維持管理費用に加え庁舎のバリアフリー化に対応するための費用などを計上しました。

県営事業については、小杉地区で県営経営体育成基盤整備事業が着手され、亀田郷管内における圃場整備事業が実施されることとなります。また、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業は今年度本所排水路の補修に対し1億3000万円の事業が予定されています。これについて地元負担金は1950万円となりますが、基金の安定運用を図るため、支出財源としては公庫資金からの借入金としており、今後25年以内での償還財源として賃貸収入からの財源充当を図ることとしています。

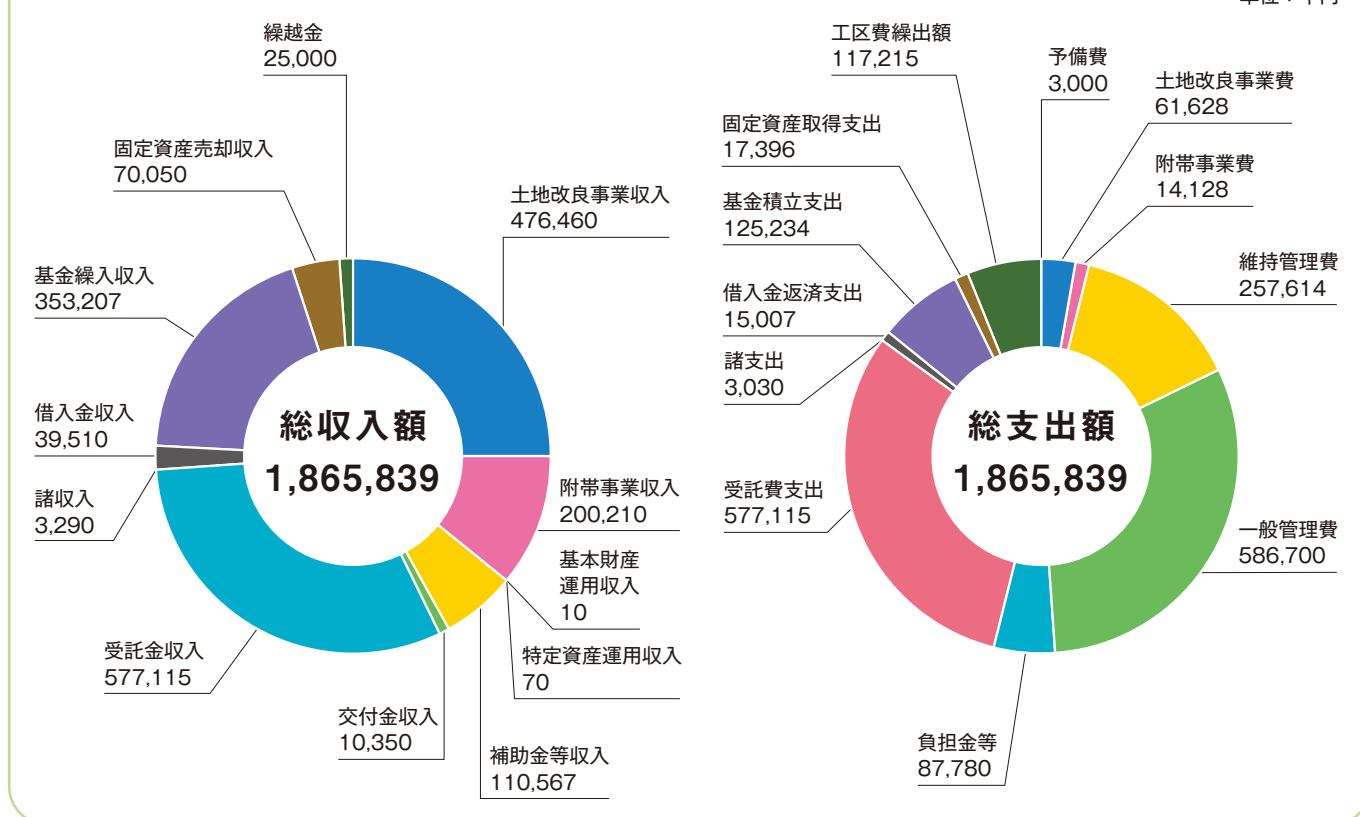
団体営事業では、前年度から継続の両川揚水機場ポンプオーバーホールを行う団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業や、簡易圃場整備を進める農業基盤整備促進事業亀田郷第5地区などの事業を実施する予定です。また、設計費に新規の圃場整備事業の実施地区の構想設計を行うための費用として300万円を計上し亀田郷管内の圃場整備の推進を図ることとしています。

さらに、維持管理適正化事業により、中野山揚水機場の主ポンプ・電動機の分解整備と、舞潟揚水機場樋門ゲート分解整備実施のための事業費を1161万円計上しています。

上記のような予算編成で、組合費負担の平準化を図りながら、圃場整備事業と用排水施設の適切な維持管理につとめて参ります。組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度 科目別総予算額

単位：千円



令和3年度 管内事業

【県営事業】

地盤沈下対策事業は、新潟南部8期、亀田郷阿賀、新潟中東の3地区において、阿賀用水路、大形東部用水路、山二ッ排水路、山崎排水路の計4路線の改修工事を実施します。

基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区は、本所排水機場整備（湛水防除事業）を先行させる必要が生じたため、当初予定していた本所排水路本体工事は行わず、本年度は予定を変更し、本所排水路周辺の建物事前・事後調査と本所排水路・糸魚堀排水路の付帯工事を実施します。

湛水防除事業新潟東部地区は、本所排水機場の主ポンプ1台の整備を実施します。

経営体育成基盤整備事業小杉地区は、境界測量、換地設計基準、従前地調査を実施します。

【団体営事業】

農業経営高度化支援事業（高度土地利用調査・調整事業）小杉地区は、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産を担う農業構造の確立を図るための活動を支援する事が目的で、

県営経営体育成基盤整備事業のソフト事業として実施します。

水利施設整備事業両川揚水機場地区は、主ポンプ1台の分解整備を実施します。

耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）亀田郷第5地区は、簡易圃場整備（区画拡大・暗渠工事）を実施します。

【その他事業】

土地改良施設維持管理適正化事業は、定期的な施設の補修整備に対応するため、計画的に加入・施工を行っています。本年度は、揚水機場2施設（中野山、舞潟）の整備補修を実施します。

多面的機能支払交付金は、支援業務を土地改良区が受託し、支援室において地元活動組織と連携しながら、円滑な事業の推進に務めます。

国営造成施設管理体制整備促進事業阿賀野川左岸地区は、地域における用排水路の維持管理活動の体制強化を図り、維持管理費の負担軽減につなげます。

ほか、機場管理、浄化用水・環境用水の導入、用排水路移設補償工事等、新潟県・新潟市と協力しながら事業を推進します。

令和3年度 補助事業等実施計画

(単位：千円)

区分	事業名	地区名	新規継続	実施年度	R3 事業費			R3 改良区 負担額	概要
						R2 補正額	R3 割当額		
県 営	基幹水利施設ストックマネジメント事業	亀田郷	継続	H26～R4	33,000	33,000	0	4,950	本所排水路家屋調査、本所排水路・糸魚堀排水路付帯工事
	地盤沈下対策事業	新潟南部8期	継続	H21～R3	370,000	270,000	100,000		阿賀幹線用水路改修
	地盤沈下対策事業	亀田郷阿賀	継続	H28～R5	76,000	75,000	1,000		阿賀用水路改修
	地盤沈下対策事業	新潟中東	継続	H30～R8	402,000	300,000	102,000		大形東部用水路改修、山二ッ排水路改修、山崎排水路改修
	湛水防除事業	新潟東部	新規	R2～R10	100,000	68,000	32,000		本所排水機場ポンプ整備工
	経営体育成基盤整備事業	小杉	新規	R3～R11	66,400		66,400	6,640	圃場整備
団 体 営	農業経営高度化支援事業	小杉	新規	R3～R11	1,072		1,072	536	高度土地利用調査・調査事業関連一式
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	両川揚水機場	継続	R2～R5	21,000		21,000	3,150	両川揚水機場2号主ポンプ分解整備
	耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）	亀田郷第5	新規	R3	15,210		15,210		簡易圃場整備（区画拡大・暗渠排水）
そ の 他	土地改良施設維持管理適正化事業	中野山揚水機場	新規	R3	8,000		8,000		中野山揚水機場主ポンプ・電動機分解整備
	土地改良施設維持管理適正化事業	舞潟揚水機場	新規	R3	3,500		3,500		舞潟揚水機場樋門ゲート開閉装置の分解整備
	国営造成施設管理体制整備促進事業	阿賀野川左岸	継続	H12～R4	21,784		21,784		強化支援費
	多面的機能支払交付金（農地維持） （資源向上（共同））	東・中央・江南部会	継続	H26～R5	172,004		172,004		8工区（10組織）
	多面的機能支払交付金（資源向上（長寿命化））	東・中央・江南部会	継続	H26～R5	55,443		55,443		6工区（6組織）
	受託事業（用排水路移設補償工事、用排水路移設補償工事設計業務）	新潟中央環状線他	新規・継続	R3	455,000		455,000		用排水路移設補償工事 8地区、用排水路移設補償工事測量設計業務 1地区

新潟県 小杉地区 計画一般

縮尺 1 : 25,000

県内位置図

小杉地区

川根谷内小杉線

新潟中央環状線

国道49号線

県道水原・亀田線

排水路

用水路

市道

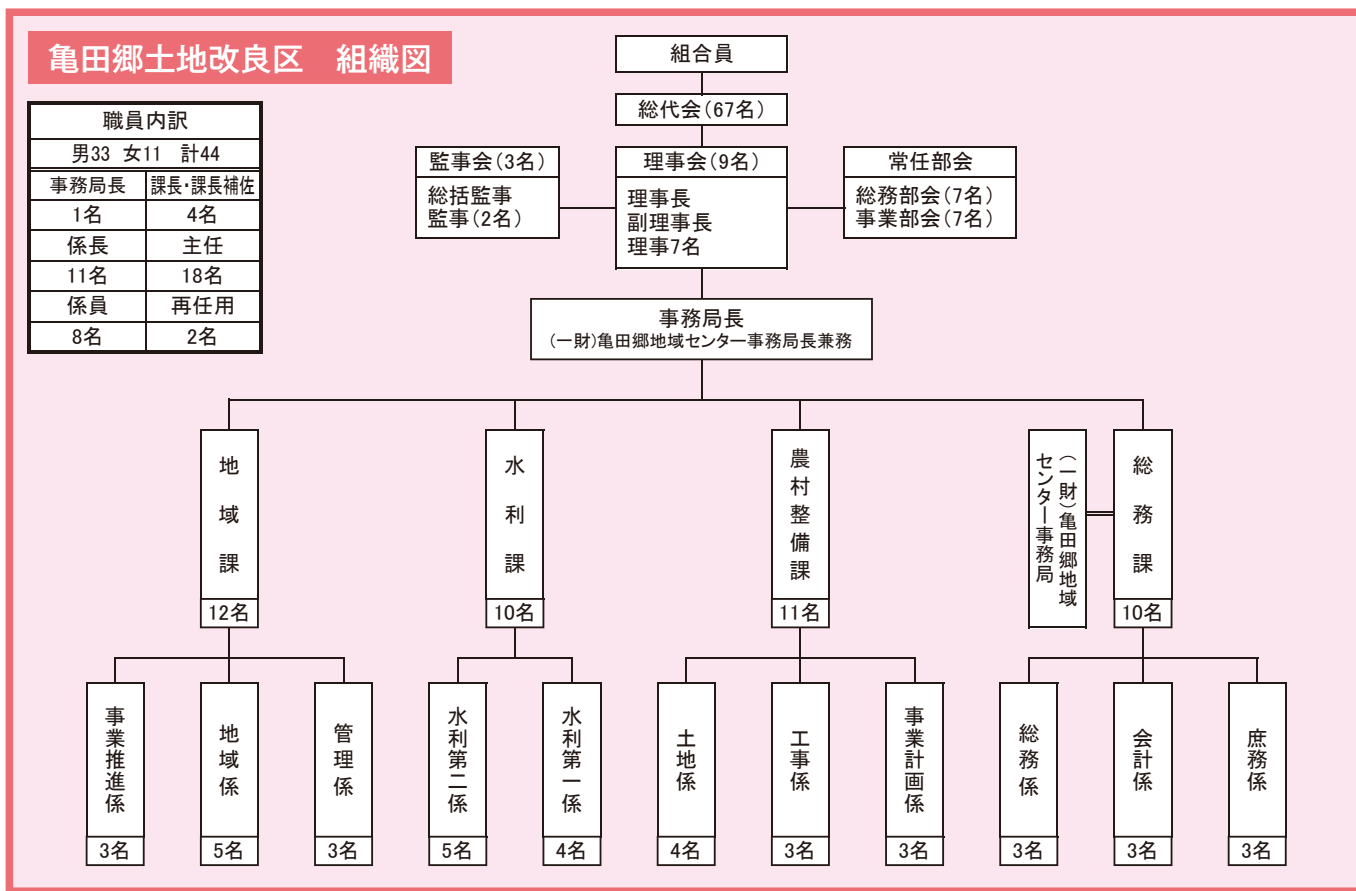
県道

国道

ほ場整備

凡例

事務機構図



総務課

庶務係 (代) 025-381-2131

- 役員・総代・職員に関する事項
- 事務所の営繕に関する事項

会計係 (代) 025-381-2131

- 予算・決算に関する事項
- 資金借入・償還に関する事項
- 会計経理、賦課事務に関する事項

総務係 (代) 025-381-2131

- 総代会・理事会・監事会に関する事項
- 企画調整・広報に関する事項
- 選挙事務に関する事項
- 工事請負契約に関する事項
- 地域振興に関する事項
- (一財) 亀田郷地域センター事務局

農村整備課

事業計画係 025-381-7638

- 事業計画に関する事項
- 事業認可・公的補助金等に関する事項
- 調査計画に関する事項

工事係 025-381-7149

- 国営・県営事業に関する事項
- 団体営事業の計画実施に関する事項
- 維持管理工事その他工事の実施に関する事項

土地係 025-381-7293

- 用地測量・境界立合・払い下げ処分に課する事項
- 換地計画に関する事項

水利課

水利第1係 025-280-0300

- 揚排水機場・水利施設の操作及び維持管理に関する事項
- 用水管理委員会に関する事項
- 浄化・環境用水導入に関する事項
- 発電事業に関する事項

水利第2係 025-285-3312

- 親松排水機場の運転操作・管理・除塵作業に関する事項

地域課

地域係 025-381-7586

- 組合員との連絡調整および地域活動の推進に関する事項
- 工区事務に関する事項

事業推進係 025-381-7738

- 多面的機能支払い交付金事業に関する事項
- 農業農村整備事業の推進に関する事項

管理係 025-381-7092

- 土地改良財産の管理に関する事項
- 補助事業等に係る処理に関する事項
- 農振計画の変更・市街化区域変更に関する事項

土地改良区からのお願い

土地改良施設の維持管理について

皆さまの田んぼや畑周りの農道・水路の維持管理は、地元分区或いは工区で行う作業と地先の方々が自主的に行っていただいている作業の相互扶助で成り立っております。

地元分区或いは工区が実施する除草作業は年2回行っており、農道の砂利敷などは地元分区の要望を取り

まとめ各工区ごとに計画的に行い、用水前の浚渫などは分区が中心となり作業が行われております。

しかし、それら以外の維持管理作業は地先の皆様にご負担をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をいただきたくよろしくお願い致します。

亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力頂きまして大変ありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われておりますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果下流地域の用水不足に

とどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましては掛け流しをしない適正な取水管理をしていただきたくよろしくお願い致します。

不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道・水路に一部の心無い人によってさまざまな廃棄物が投棄されて農地を取り巻く環境が脅かされ、施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費用も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区へご一報ください。

農作業事故に注意しましょう

農林水産省の調査によると、農作業中の死亡事故は、全国で年間350件前後発生しています。これは、10万人あたりの死亡事故件数で比較すると、建設業の約3倍、

一般の交通事故の約5倍にもなります。

普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

農作業事故防止のポイント

- 除草剤散布など、トラックの荷台で作業するときや、トラクター等で圃場に出入りするときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 転落や飛散物との衝突によるケガ防止のため、ヘルメットを着用しましょう。

- 農作業機械の点検は、周囲をよく確認し、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 適度に休息を取り、ゆとりをもって作業しましょう。

短 信

9月 11日 理事会
30日 工事入札

10月 14日 事業部会
26日 総務部会
〃 理事会
29日 監事会

11月 6日 監事会（中間監査）
16日 理事会
20日 工事入札
11月27日 臨時総代会

11月27日 監事総選挙 選挙会
30日 理事会

12月 11日 事業部会
16日 監事会
18日 工事入札

1月 12日 監事会
〃 理事会
25日 総務部会
1月 27日 工区長会議

2月 10日 総務部会
〃 理事会
25日 監事会

3月 1日 理事会
12日 通常総代会
〃 監事総選挙 選挙会
16日 監事会
〃 理事会
31日 理事・工区長懇談会

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について

当土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「組合員資格得喪通知書」を提出ください。

農地の転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「農地転用等の通知および地区除外申請書」を提出し、決済金をご負担をお願いします。

◆決済金とは

- ・区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路、水路等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。
- ・決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- ・令和3年度の農地転用に伴う決済金は、令和3年2月10日の理事会において右のとおり決定いたしました。

決済金算出調書

一般会計債務額	179,076千円
団体営事業費	1,800千円
維持管理諸経費	23,210,940千円
県営事業分担金	74,105千円
県営維持管理費負担金	320,460千円
合 計	23,786,381千円
対象面積（田換算）	3,774.9ha
決済金額（田10a当たり）	630,119円

田 630,000円（10a当たり）

畑 157,000円（10a当たり）

地目変更（田から畑）

473,000円（10a当たり）

他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

1. 使用料（5年分）

- ① 乗入れ（橋など）
1㎡当たり 7,200円／5年間
- ② 浄化槽排水
1人槽当たり 1,800円／5年間
- ③ ガス管・上下水道管
家庭引込 免除

2. 消費税（現行10%）

手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel(エクセル)とWord(ワード)をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、原則として耕作者を組合員とするべく啓発を進めてまいります。ただし、土地所有者が組合員になれないというわけではありませぬので、土地所有者と耕作者の間に話し合っていたき、いずれかとなるようご協力をお願いいたします。